

## ☆雇用保険手続におけるマイナンバーの使用について

平成30年5月以降、マイナンバーの記載が必要な届出等（※）にマイナンバーの記載がない場合には、ハローワークにて返戻されることとなります。

下記のお手続を依頼の際は、合わせてマイナンバーをご連絡くださいますようお願いいたします。

※ マイナンバーの記載が必要な届出等は以下のとおりです。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付支給申請
- ④ 育児休業給付支給申請
- ⑤ 介護休業給付支給申請

①～⑤の届出等（③④は初回の申請）の際には、届出等に必ずマイナンバーの記載をお願いします。

（厚生労働省資料リーフレットより）

※③高年齢雇用継続給付申請、④育児休業給付申請のうち、平成28年1月以後に初回申請を行った際にマイナンバーの届出を行っていない場合は、2回目以降の申請時等の機会に、個人番号登録・変更届を行うこととなります。

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！

労働保険事務組合 東洋労働保険協会

TEL：03-3221-2444

社会保険労務士事務所 トーヨーレイバ-コンサルタント

<http://www.toyoweb.com/index.html>